



衣替えの季節となりました！とは言え、5月の後半から夏日も多く、既に衣替えは済んでいる方も多いかと思えます。季節の進行がだんだん早くなるような気がしますね。

さて、今月より『**定額減税**』が実施され、給与担当者にとっては多大な事務負担が発生していることと思えます。今回は定額減税において控除しきれない場合に支給される『**調整給付**』についてご紹介させていただきます。人によっては**4万円**よりも多く減税となる場合もありますので、ご確認いただければと思います。

調整給付とは？

定額減税の額を所得税や住民税から控除しきれないと見込まれる場合に、その差額が自治体から給付される制度です。「調整給付」については、自治体によって6月以降に順次実施予定です。

【調整給付額について】

令和6年分 所得税	
定額減税可能額 (3万円×本人+扶養親族数)	
所得税額 (推計)	減税しきれない額 (所得税分控除不足分) ①

【①「所得税控除不足分」の算出方法】

減税しきれない額 (所得税控除不足分)
= 定額減税可能額 - 令和6年分推定所得金額
(令和5年分所得税額)

令和6年度分 住民税 (所得割)	
定額減税可能額 (1万円×本人+扶養親族数)	
住民税額	減税しきれない額 (住民税分控除不足分) ②

【②「住民税分控除不足分」の算出方法】

減税しきれない額 (住民税分控除不足分)
= 定額減税可能額 - 令和6年分個人住民税額
(減税前)

①所得税控除不足分 + ②住民税分控除不足分 = **調整給付額** ※1万円単位で「切り上げて」算出

例えば、配偶者と子2人を扶養する納税者について、令和5年の所得に基づく所得税が7万2千円、住民税が2万5千円の場合には、以下のように給付額が計算されます。

■定額減税可能額

- ・所得税：3万円×4人＝12万円
- ・住民税：1万円×4人＝4万円



■調整給付額の計算

- ①所得税分控除不足額：12万円－7万2千円＝4万8千円
 ②個人住民税分控除不足額：4万円－2万5千円＝1万5千円
 ③調整給付額：①+② 6万3千円⇒**7万円**
 ※1万円単位で切り上げ

令和7年に「追加給付」が行われる場合も

「調整給付」は、令和6年分の所得税を令和5年分と同額と推計し、見込額として支給されます。そのため、令和6年中に扶養家族が増えた場合や、令和5年に比べて所得が減少した場合には、当初の調整給付額では不足するケースもあります。その際には、令和7年にてその不足分が「追加給付」される予定です。(反対に当初の調整給付額が過大となる場合には、返還する必要はありません。)

定額減税の調整給付金の対象の方へは、自治体からお知らせが順次発送される予定です。そちらをご確認の上、手続きをお進めください。(お知らせの発送時期や調整給付金の振込時期は自治体ごとに異なります。)

例)さいたま市…7月から順次通知発送予定、東京都江戸川区…6月13日にお知らせを発送予定

定額減税を所得税や住民税から控除しきれない場合には、「調整給付」を受け取ることが可能です。ただし、自治体によっては、**各個人が申請手続きを行わなければならないケースもある**ため、申請漏れにならないように注意してください。